二十一	平成二十八年熊本地震により被害を受けた者及び平成二十八年熊本地震に起因する影響を受けた者
二十二	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者

平成二十八年熊本地震により被害を受けた中小企業者及び平成二十八年熊本地震に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること	
証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること

○文部科学省告示第九十三号

平成二十八年三月二十八日文部科学省告示第五十八号（平成二十八年度において司書及び司書補の講習を実施する件）の一部を次のように変更する。

平成二十八年六月十四日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

「

別府大学	司書	八月八日～十月七日	百四十名	四月十一日～六月六日	書類審査
	司書補	八月五日～九月十日	三十五名		

」を

「

別府大学	司書	八月八日～十月七日	百四十名	四月十一日～六月二十三日	書類審査
	司書補	八月五日～九月十日	三十五名		

」に変更する。

大分県別府市大字北石垣八二
別府大学校舎
電話〇九七七（六六）九六三五

大分県別府市大字北石垣八二
別府大学校舎
電話〇九七七（六六）九六三五

○厚生労働省告示第二百四十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十二条第五項の規定に基づき、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第三百七号）の一部を次のように改正したので、同項の規定に基づき公表する。

平成二十八年六月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一の一中「こととされた。」の次に次のように加える。

加えて、平成二十八年四月一日には、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）による国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十二条の改正により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合（以下「保険者」という。）は、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないこととされた。

第一の一中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十二条第四項」を「同条第五項」に、「市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合（以下「保険者」という。）」を「保険者」に、「健康相談、健康診査」を「健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援」に改め、同三中「進んでいる。」の次に次のように加える。

また、平成二十七年には、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として、民間主導の活動体である日本健康会議が発足し、自治体、企業、保険者等における先進的な取組を横展開するため、平成三十二年までの数値目標を定めた「健康なまち・職場づくり宣言二〇二〇」が採択されたところである。

第二の一の2中「都道府県ごとに設ける国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険及び組合管掌健康保険等の各保険者が協議し、連携する場（以下「保険者協議会」という。）」を「高齢者の医療の確保に関する法律第百五十七条の二第一項の規定に基づき都道府県ごとに組織される保険者協議会」に改める。

第三の六の次に次のように加える。

七　健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援

1　健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援は、被保険者の健康づくりに向けた意識や行動の変容を図ることを目的として、被保険者がそれぞれの年齢や健康状態等に応じ、健康づくりの取組を開始するきっかけや継続するための支援等として実施するものである。当該支援を実施する場合には、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン（平成二十八年五月十八日保発第一号厚生労働省保険局長通知）も踏まえつつ、当該目的に照らして、当該支援が真に効果的であるかについて定期的に評価しながら行うこと。

2　当該支援の実施に当たっては、必要な医療を受けるべき被保険者の医療機関への受診抑制を招き、これにより症状が重症化すること等がないよう、十分に留意すること。

○厚生労働省告示第二百四十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条第六項の規定に基づき、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第三百八号）の一部を次のように改正したので、同項の規定に基づき公表する。

平成二十八年六月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一の一中「こととされた。」の次に次のように加える。

加えて、平成二十八年四月一日には、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）による健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条の改正により、全国健康保険協会管掌健康保険及び組合管掌健康保険の保険者（以下「保険者」という。）は、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者（以下「加入者」という。）の自助努力についての支援その他の加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないこととされた。

第一の一中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条第五項」を、「同条第六項」に、「全国健康保険協会管掌健康保険及び組合管掌健康保険の保険者（以下「保険者」という。）」を「高齢者の医療の確保に関する法律第百五十七条の二第一項の規定に基づき都道府県ごとに組織される保険者協議会」に改め、同三中「進んでいる。」の次に次のように加える。

また、平成二十七年には、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として、民間主導の活動体である日本健康会議が発足し、自治体、企業、保険者等における先進的な取組を横展開するため、平成三十二年までの数値目標を定めた「健康なまち・職場づくり宣言二〇二〇」が採択されたところである。

第二の一の2中「都道府県ごとに設ける国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険及び組合管掌健康保険等の各保険者が協議し、連携する場（以下「保険者協議会」という。）」を「高齢者の医療の確保に関する法律第百五十七条の二第一項の規定に基づき都道府県ごとに組織される保険者協議会」に改め、「健康相談、健康診査」を「保険者が加入者」に改め、「健康相談、健康診査」を「健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る加入者の自助努力についての支援」に改め、同三中「進んでいる。」の次に次のように加える。

七　健康管理及び疾病の予防に係る加入者の自助努力についての支援

1　健康管理及び疾病の予防に係る加入者の健康づくりに向けた意識や行動の変容を図ることを目的として、加入者がそれぞれの年齢や健康状態等に応じ、健康づくりの取組を開始するきっかけや継続するための支援等として実施するものである。当該支援を実施する場合には、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン（平成二十八年五月十八日保発第一号厚生労働省保険局長通知）も踏まえつつ、当該目的に照らして、当該支援が真に効果的であるかについて定期的に評価しながら行うこと。

2　当該支援の実施に当たっては、必要な医療を受けるべき加入者の医療機関への受診抑制を招き、これにより症状が重症化すること等がないよう、十分に留意すること。